

都市におけるイノベーション創発のあり方に関する検討会規則

(目的)

第1条 我が国の都市における諸課題の解決に向けて、都市政策の観点を踏まえた地域の「イノベーション拠点」整備を通じたまちづくり等の検討を行う「都市におけるイノベーション創発のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討会の事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- 一 我が国の各都市の現況把握や海外比較等を通じた、都市における今後のイノベーション創発のあり方の検討
- 二 上記を踏まえた国・自治体の支援策のあり方の検討
- 三 データを活用した分析・認証手法のあり方の検討

(検討会の委員及び任期等)

第3条 検討会の委員（以下「委員」という。）は3名以上とし、イノベーション創発に関する知見を有し、公正中立の立場で意見できる者から都市局長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年以内とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 委員は非常勤とする。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表を妨げないものとする。
- 6 検討会には座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 座長は、会務を総理する。
- 8 座長に事故等があり、委員会に参加できないときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会の会議は、座長が召集する。

- 2 有識者会議は原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
- 3 会議の資料および議事の概要は公開を妨げないものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、検討会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(検討会の庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、国土交通省都市局国際・デジタル政策課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるものの他、検討会の運営に必要な事項は、検討会に諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規則は、令和 7 年 6 月 1 7 日から施行する。